

福 井 県

福井県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）（第3期）（案） に関する県民パブリックコメントによる意見募集の結果

平成24年10月30日
福井県農林水産部農林水産振興課

「福井県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）（第3期）（案）」について、県民の皆様から貴重な御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

提出されました御意見の概要等を、以下のとおり公表します。

1 意見募集の期間 平成24年9月14日（金）～平成24年9月28日（金）

2 結果の概要

(1) 意見の件数 23件（8人）

(2) 意見の内容別内訳

項 目	件 数
計画全体について	3件
保護管理が行われるべき区域について	1件
保護管理の目標	1件
個体数の調整に関する事項	7件
被害防除に関する事項	4件
生息地の保護および整備に関する事項	1件
その他保護管理のために必要な事項	5件
その他	1件
計	23件

(3) 意見に対する対応別内訳

区 分	件 数
A 意見を反映したもの	4件
B 本文の主旨と合致したもの	8件
C 既に対応済みのもの	3件
D 今後の取り組みの参考となるもの	7件
E その他	1件
計	23件

3 提出された御意見の概要および県の考え方と対応
別添資料のとおり

4 問い合わせ先

福井県農林水産部 農林水産振興課 鳥獣害対策室

電話番号 0776-20-0414

ファックス 0776-20-0649

E-mail nousin@pref.fukui.lg.jp

〈対応〉 A：意見を反映 B：本文の趣旨と合致 C：既に対応済み D：今後の取組の参考 E：その他

【計画全体について】

意見の概要		意見に対する考え方	対応
1	嶺南地域で発生しているような被害が、嶺北地域へ拡大することを予想しての計画は適切なものであり基本的には賛成。	ご指摘の点は、本計画案の主旨と合致するものと考えています。	B
2	第2期計画までの取り組みを継続、強化していただきたい。		
3	若狭町では、侵入防止柵の無い地区では毎日のようにシカの姿がみられる。また、山林の林床はほとんど植物が生えておらず、植物だけでなく、いろんな生きものが減っているのではないかと心配だ。引き続き、シカの頭数管理やシカの集落への侵入防止などの取り組みを継続していただきたい。		

【保護管理が行われるべき区域について】

意見の概要		意見に対する考え方	対応
4	計画案では、管理区分が嶺北地域と嶺南地域の2区分となっている。しかし、保護管理は、実施単位（6行政単位）ごとに、目標（数値）や実施内容を設定するとともに重点課題を明示し、対策（捕獲、防除）を明確化すべき。また、実施単位ごとに対策統括組織を設け目標達成の工程表を作成して、実施状況をチェックすることを盛り込んでいただきたい。	ご指摘の点は、管理区域をより細かく設定し地域の実情に合わせた計画の必要性を指摘したのですが、市町が作成している鳥獣被害防止計画で具体的な調整を図りながら地域の実態に合わせて計画的に実施していきます。また、捕獲については、「8個体数調整に関する事項」に記載のとおり、別途作成する年間捕獲計画において市町ごとの捕獲計画数を設定し、きめ細かな管理を進めていきます。	D

【保護管理の目標について】

意見の概要		意見に対する考え方	対応
5	森林生態系や森林の生物多様性への懸念だけでなく、湿地や草地の生物多様性保全について明記すること。	生態系被害の防止は、森林だけでなく、湿地や草地も含めるものとして明記します。	A

<対応> A：意見を反映 B：本文の趣旨と合致 C：既に対応済み D：今後の取組の参考 E：その他

【個体数の調整に関する事項について】

意見の概要		意見に対する考え方	対応
6	年間捕獲計画数については、異論はない。これまでの調査結果と捕獲実績、シミュレーションから今回の捕獲数は設定されており、妥当だと判断する。	ご指摘の点は、本計画案の主旨と合致するものと考えています。	B
7	目標に掲げた適正な数となるよう、年度ごとに計画を見直しするなどの対応をお願いしたい。また、捕獲目標は高く設定してもよい。	ご指摘の点は、本計画案の主旨と合致するものであり、「8(1)年間捕獲計画」で記載のとおり、毎年、各地域のシカの密度指標の推移を見ながら、別途作成する「年間捕獲実施計画」において市町ごとの捕獲計画を作成し、きめ細かな管理を実施していきます。	B
8	嶺北地域と嶺南地域で捕獲計画数を設定しているが、実施地域に偏りが生じないように行政区域ごとに別途管理計画または捕獲計画を作成すべき。		
9	休猟区で、シカの狩猟を可能とすることには賛同。さらに、鳥獣保護区でのシカの可猟化についても、検討をお願いする。	法律により鳥獣保護区では、いかなる場合でもすべての狩猟鳥獣の狩猟ができません。しかし、有害鳥獣捕獲は可能となっていることから、特に保護すべき貴重な鳥獣に配慮しながら、今後とも鳥獣保護区での捕獲を進めていきます。	E
10	市町が実施する有害捕獲は、対象鳥獣の生態や捕獲が与える影響、効果、そして生態系・生物多様性保全についての理解を持って、被害対策につながる効果的な駆除が行われるべきであり、こういった点について、捕獲隊員の理解を高める研修をお願いする。	ご指摘の点については、「(2) 捕獲促進のための対策」の捕獲者の育成・確保で記載した研修会等で実施していきます。	D
11	嶺北地域において、予察捕獲を実施するとしているが、敦賀市も予察捕獲の実施が必要であることから、その旨の記載をしていただきたい。	敦賀市をはじめ嶺南地域の各市町は、これまでも予察捕獲を含む有害捕獲を実施しております。嶺北地域では、これまで被害が少なく有害捕獲の実績はほとんどありませんでしたが、今後、特に個体数の低減が必要であることから、嶺北地域で被害がなくても有害捕獲が促進できるよう計画に記載をしているものです。今後とも、有害捕獲を実施していきます。	C
12	予察捕獲が、ツキノワグマなどの他の動物種に安易に適応されないようにすること。	予察捕獲が、ツキノワグマなどの他の鳥獣に対し安易に行われないよう、今後も捕獲の目的や内容を十分考慮し、市町が適正に進めていきます。	C

〈対応〉 A：意見を反映 B：本文の趣旨と合致 C：既に対応済み D：今後の取組の参考 E：その他

【被害防除に関する事項について】

意見の概要		意見に対する考え方	対応
13	効果的な対策にはシカの生態や運動能力などの基本的な知識を学んでおく必要があり、地域住民による体制づくりの支援において学習の場設けていただきたい。	ご指摘の点については、「11(3)農林業被害防止のための知識、技術の普及と人材育成」で記載されている研修会等で、適切な効果のある対策が進められるよう、今後とも必要な知識の普及に努めていきます。	C
14	下層植生の衰退度については詳細に記載されているが、その回復策についての記述がない。このままでは土壌の流失は明らかだ。	「9(3)その他の被害対策」で記載のとおり、現状に応じて、土砂の流出防止や苗木の植栽等により山腹緑化を行う筋工や柵工等、効果の高い適切な対策を進めていきます。	D
15	鳥獣被害対策は、農業・林業の従事者に止まらず、非農家（山際集落でも非農家が多い）も一緒に取り組んでいかなければならない問題である。生活環境被害についても、しっかりと計画に位置づけ、評価するべき。	ご指摘の点について、農業・林業の被害だけでなく、交通事故等の生活環境被害は重要な問題であり、市町や関係団体とも情報交換しながら適切な対策が進むよう努めていきます。	B
16	交通事故を防ぐ対策として、道路標識や道路の防護柵と一体となった防護柵の設置など具体的な対策を記載すべき。	「9(3)その他の被害対策」において、道路標識の設置など、事故防止に向けた対策を進める内容を計画に盛り込みます。	A

【生息地の保護および整備に関する事項について】

意見の概要		意見に対する考え方	対応
17	奥山での生物多様性の確保は、シカに限らず、本来の自然環境を復元することにもなり、有意義だ。	ご指摘の点は、本計画案の主旨と合致するものと考えています。	B

〈対応〉 A：意見を反映 B：本文の趣旨と合致 C：既に対応済み D：今後の取組の参考 E：その他

【その他保護管理のために必要な事項について】

意見の概要		意見に対する考え方	対応
18	シカを食べるオオカミがいなくなったので、人間が食利用して個体数調整を推進するべきだ。	「11(4)シカの資源としての利用の促進」で記載のとおりを実施していきます。 また、食利用のPRの中で、鳥獣害や自然保護について普及していきます。	D
19	シカ肉やイノシシ肉の利用について、新しいビジネスが生まれるよう縦割りでない行政を期待する。		
20	シカ肉等の食利用については、自然保護に役だつという説明があると、一般の方々の利用の意識が高まると考える。		
21	一般の方へ具体的にシカが増加していることやそれに伴う被害について情報提供して、関心を持っていただくべき。	ご指摘の点について、本計画の目標達成に向け対策を進めていくためには、直接被害を受けている方や関係者に限らず、多くの県民の皆様のご理解が必要であることから、本県のシカを取り巻く現状や対策について、県のホームページや広報誌、その他のさまざまな機会を通じて、広く情報発信することを計画に盛り込みます。	A
22	シカによる被害などの周知に努めていただきたい。		

【その他】

意見の概要		意見に対する考え方	対応
23	敦賀市は、嶺北地域と嶺南地域をつなぐ地域であり、ラムサール条約の登録湿地となった中池見湿地を有している。今後、生物多様性を念頭に置いた湿地の保全に取り組むことが必要である。中池見湿地の集水域となる山林でのシカによる植生被害が発生してきており、今後、シカの増加による湿地内の貴重な植物種への被害が心配である。中池見湿地へのシカの侵入の防止対策、捕獲対策を集中的に取り組んでいただきたい。	ご指摘の点について、中池見湿地をはじめ、貴重な動植物が生息・生育する森林や湿地などでは、生態系被害の現状を監視し、その危険性が生じる場合は、市町や関係団体と連携して必要な対策を進めていきます。	D